



浦添市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 6 日

浦添市長 松本哲治

浦添市条例第 20 号

浦添市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例

浦添市附属機関設置に関する条例（昭和47年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 市長の部浦添市総合計画審議会の項中「市の総合計画」を「市の総合計画（浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略を含む。）」に改め、同部浦添市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。